

【証人/原告代表者本人尋問（証拠調べ・人証）】

原告代表者：長谷川耕造氏本人尋問 ✕

1 2020年（第1回）緊急事態宣言中の営業等について

- ① 第1回緊急事態宣言における要請への対応（要請協力）について
- ② 要請に応じたことによる営業利益等への深刻な影響（閉店状況等）について
- ③ 国及び地方自治体からの協力金等のサポートについて
- ④ 第1回緊急事態宣言後の「長谷川の考え方」と題する要請不協力の発信について（甲27号証）

2 本訴訟で問題となっている2021年1月（第2回）緊急事態宣言について

- ① 2021年初当時の経営状況及び負債の状況について（甲48号証）
- ② 雇用の維持、経営状況の悪化による要請の不協力が、要請に応じない「正当な理由」に該当しないことについて
- ③ 被告による「不公平感」を根拠とした命令発出について
- ④ 飲食業界に対する時短要請及びそれに応じた飲食店等について

3 東京都担当者等との緊急事態措置に基づく要請及び命令に関するやりとりについて

- ① 政府事務連絡（乙4号証）にある、命令を発出するにあたって「特に必要があると認められる場合に限り」との要件判断の前提として、命令対象を「実際に確認して」に該当するような東京都担当者の言動が存在したのかについて
- ② 本訴訟の東京都職員による訴訟追行、反論の内容、訴訟への姿勢等について

証人：藤井聡（京都大学教授）証人尋問 ✕

1 原告グローバルダイニング店舗に対する時短命令の感染拡大抑止効果の統計学的根拠について

- ① 甲53号証の1による本件命令（4日間26店舗）の感染防止上の効果は、実行再生産数にして「0.081人の感染削減」という極めて微少な効果しか望めず、約2000万円の営業損害からして全く合理性を欠く、との主張に対する東京都の反論が、統計学上の基礎知識を有していないことを露見していることについて
- ② 東京都自身の反論自体が、命令の効果がグローバルダイニング店舗単位で見れば極小であることを期せずして自白していることについて
- ③ 藤井教授の分析結果（甲53及び甲54）が、感染リスクの前提を「過少評価」しているのではないかと、この東京都の批判が不当であり、むしろ「過大評価」した保守的な統計学的分析結果であること
 - (1) 「見えない感染」を無視している？
 - (2) 原告店舗にいかなかった人は全員感染リスクゼロの状況でおとなしくしている？
 - (3) 時短すれば営業時間中の密度が上がることを考慮しないことはむしろ過大評価では？
 - (4) 東京都によれば10万店舗が母数だが、これを8万として分析した藤井分析はむしろ過大評価では？

2 東京都（及び政府）が現在まで人流抑制&飲食店への時短要請等の根拠とする資料及びデータ（乙21号証）が統計学的に不正確であり、恣意的・誤導的に作成されていたこと

※乙21号証は、2021年6月15日の田村前厚労大臣（当時）が閣議後の記者会見で「酒類提供と新規感染者数に相関関係があることは間違いない」として断言した際（別紙大臣会見資料）にも根拠とした資料であり、現在まで飲食店への21時以降の時短要請の根拠となっている資料です。この資料が統計学的に極めて不正確かつ誤導的・恣意的に作成されていたという事実は、現在（及び今後の）まん延防止等重点措置及び緊急事態措置における人流抑制政策が不当・違法であることを根拠づける大変重大な事実です！

① 乙21号証P7・P12において、21時以降の「人出」ないし「人出の減少」が感染拡大に与える影響の大きさにつき、「寄与率」の大きさという単語が使用されているが、**「寄与率」などという単語は統計学上使用せず、乙21号証は統計学的な専門家が作成していない可能性が極めて高いこと**

② 乙21号証の分析結果は、「用意した複数の説明変数の組み合わせのうち、有益と考えられる分析結果の一部を掲載している」として、21時以降の人出抑制が感染拡大を抑止するとの分析数値を掲載している。しかし、「有益」なる単語は統計学上存在しない。統計学的には恣意性を排した「有意」であるかどうかのみが問題であるが、有意についての言及は存在しない

③ 藤井教授が、再度政府資料と同じデータを使用して、統計学的信頼性を獲得するために必要不可欠な「単位根検定」を行った結果、「21時以降の人出が増えれば再生産数が有意に減る」（つまり政府の分析結果と真逆）との結果が算出されたこと

④ これらの藤井教授による再度の統計学的分析（検証）は、大学の学部生レベルで可能な一般的な方法で行われたこと

⑤ 上記から、政府が、統計学的に**「有意」でないとの結果を認識しながら**（もしくは統計学的知識がなくわからずに）**あえて「有益」という恣意を含んだ記載をして、人流抑制を肯定するために結論ありきの誤導として乙21号証を作成していること**

⑥ つまり、政府は、**21時以降の人出が統計学的に感染に影響がない**ということ遅くとも2021年4月8日時点で理解していたこと

⑦ 東京都は、学部生レベルの統計学的検証・吟味も行わずに、漫然と営業時間短縮命令を発出していたこと（※ただし、東京都が原告に命令を発出した3月18日時点では乙21号証は存在せず、そもそも根拠にはならない。）

⑧ 統計学的に、**21時以降の人流抑制には感染拡大防止効果が存在しないこと**

⑨ 政府及び東京都は、統計学的に何らの感染拡大抑止効果が無いにもかかわらず、あえて結論を正当化するために故意的に、あるいは漫然と検証することをせず、緊急事態宣言及びそれに基づく命令を発出していたこと

⑩ 2020年4月時点で第一回目の緊急事態宣言とは無関係に新規感染者数が減ったときに、上記緊急事態措置と感染拡大抑止効果との無関係を認識したこと
（2020年4月当時、藤井教授は上記内容を政府分科会長の尾身茂氏や、京大教授の西浦博氏に公開質問状を送付している）



最後に、マスコミの皆様へ

以上から、政府は、21時以降の人流抑制が感染拡大抑止効果を有意に持たないばかりか、むしろ有害ですらある可能性を認識しながら、現在まで（現在も）21時以降の人流抑制政策を継続し続けていることが明らかとなりました。

翻って言えば、目的たる感染抑止にとって全く有効でない手段によって我々市民や事業者の憲法上の権利自由を制限しているということであり、「法の支配」はもちろんのこと、政策責者の「答責性」や事後的検証という民主主義にとっての生命線にとって深刻な問題です。有事（例外状態）だからこそ、守るべき一線を可視化するのは藤井教授を筆頭とした各種専門家、そして我々法律家であり、皆さんジャーナリズムにいらっしゃる人々です。

与野党ともに「人流抑制」のみを感染拡大抑止政策に対する唯一の宝刀、ないし“まじない”のように唱える現状は政策決定を吟味する契機が一切ない点であまりに不健全かつ危険な状態であるから、本会見に出席したマスコミ関係者各位におかれましては、是非、何らかの形で上記分析を報道していただき、コロナ政策検証の機会をご提供いただけますよう、心よりお願いいたします。

2022年2月7日
コロナ特措法違憲訴訟弁護団長
弁護士法人Next代表 倉持 麟太郎

CALL 4



▶本訴訟の資料はこちらから全てご覧いただけます